

令和6年度下関港海岸(長府・壇ノ浦地区)護岸工事(7工区) 現地工事のお知らせ

次のとおり、下関港海岸の長府・壇ノ浦地区で護岸工事を実施しますので、付近を航行または停泊する船舶は作業に十分注意するとともに、作業にご協力をお願いします。

国土交通省 九州地方整備局 下関港湾事務所
TEL 083-266-3292

●作業概要

1. 作業期間

地区名	種 別	作業機械	期 間 予 定	作業時間	備 考
長府・壇ノ浦地区	護岸工事	陸上クレーン バックホウ ダンプトラック 等	令和6年9月中旬～令和7年3月下旬	日の出～日没	※警戒船 1隻 配備 濁り監視船 1隻 配備

※原則として土曜、日曜、祭日を除き作業を行います。

2. 作業の場所 (図-1参照)

工事実施箇所 ……… に示す場所

3. 作業概要

護岸工事 (図-1、2、3 参照)

(工事箇所: 図-2)

- 1) 陸上からバックホウや大型ブレーカにより岩掘削を行います。その後、基礎捨石投入・均しを行い、クレーン等を使用し被覆ブロック及び前面護岸の据付等を行います。
 - 2) 仮設道路等からバックホウ等を使用し裏込石を施工します。
 - 3) 仮設道路等からクレーン等を使用し上部工及び背面護岸を打設し、バックホウ等により被覆石及び裏込石を施工します。
 - 4) 仮設道路等からクレーン等を使用しコンクリート打設を行います。
 - 5) 護岸上にて、転落防止柵・チェーンボール・被覆ネット等の設置を行います。
- (工事箇所: 図-3)
- 1) 護岸整備に伴って、歩道・車道等の施工を行います。

4. 安全対策

護岸工事 (図-4、5 参照)

- 1) 工事の着手に先立ち、「工事のお知らせ」のポスターを作成し、漁業関係者、海事関係者へ周知します。
- 2) 視界1,000m未満、波高1.0m以上、風速10.0m/s以上の時は作業を中止します。
- 3) 作業中は濁り監視用として監視船を配備します。
- 4) 作業期間中(周辺船舶に影響がある作業)は、工事施工海域及びその付近海域における船舶航行の安全と工事の円滑な遂行を目的に、警戒の標識(緑、黄、緑の吹き流し)を掲げた警戒船で航行船舶の動静把握と付近海域の警戒を行います。
- 5) 作業の実施に当たっては、万全の安全対策を講じ、事故防止に努めることを受注者に周知徹底させます。

●航行または停泊する船舶へのお知らせ

工事作業中は下図に示す警戒船及び濁り監視船を配備します。

